

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成26年11月27日(2014.11.27)

【公開番号】特開2014-67068(P2014-67068A)

【公開日】平成26年4月17日(2014.4.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-019

【出願番号】特願2014-9302(P2014-9302)

【国際特許分類】

G 03 G 15/20 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/20 505

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月7日(2014.10.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

筒状の定着フィルムと、

前記定着フィルムの内側に発熱する発熱体と、

前記発熱体からの輻射熱を反射する反射板と、

前記定着フィルムの内面に接触するニップ部材と、

前記ニップ部材との間で前記定着フィルムを挟むことで前記定着フィルムとの間にニップ部を形成するバックアップ部材とを備え、前記ニップ部において、記録シートを所定の搬送方向に搬送して現像剤像を記録シート上に熱定着する定着装置であって、

前記発熱体と前記ニップ部材との距離を一定に保って支持する第1支持部材と、

前記ニップ部を挟んで前記バックアップ部材とは反対側が開放されるとともに前記第1支持部材を支持する支持溝を有する第2支持部材とを備えたことを特徴とする定着装置。

【請求項2】

前記第2支持部材は、前記バックアップ部材を支持していることを特徴とする請求項1に記載の定着装置。

【請求項3】

前記記録シートの搬送方向における前記ニップ部材の両端部を支持するステイとを備え、

前記反射板および前記ステイが、前記第1支持部材に一体的に支持されていることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の定着装置。

【請求項4】

前記第1支持部材は、前記定着フィルムの両端側に配置され、前記定着フィルムの軸方向への移動を規制する絶縁性の規制部材であり、

前記発熱体は、前記第1支持部材に直接固定されていることを特徴とする請求項1～請求項3のいずれか1項に記載の定着装置。